

衆議院

財務金融委員会議録第八号

平成二十七年四月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 古川 慎介君

理事

政府参考人

財務省委員会議録第八号

平成二十七年四月十日

午前

十

日

四

月

十

年

二

七

十

一

九

八

九

〇

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

後もある程度公的な機能を持つた組織になるので、
ようが、現行の法体系に当てはまるものではなく、
社法上の株式会社が、果たしてどこまで純然たる
民間がやりたくないハイリスクを抱い切れるの
か、疑問が残ります。

○麻生国務大臣 とてもいい質問だと思います。
日本政策投資銀行の完全民営化後のビジネスモ
デルというものにつきましては、その時点における
経営陣とか株主が判断をされねば、これがま
ず基本だと思いますが、その上であえて申し上げ
させていただければ、現在果たしていただいている
企業の成長を支えるいわゆる資本性の資金、
優先株とか劣後ローンとかいろいろありますけれ
ども、そういったものの供給とか、リーマン・ブ
ラザーズの破綻とかオイルショックのときという
ような国際的な金融における非常時の資金供給と
か、それからインフラ整備が今からいろいろな形
で必要になってくる。日本の場合は補修の話もあ
りますし、海外におけるいろいろなものも出てく
るんだと思いますが、長期資金の供給などについ
ては、今後とも、日本の経済にとって極めて重要
な要素であろうと思っております。

したがいまして、政府としては、完全民営化に
なりました後、政投銀においても、長期の事業資
金というものの係ります投融資機能の根幹とい
うものを維持していただけるということが一番期待
されているところではないかと存じます。

重ねて申し上げますが、これが完全民営化され
ました後は、経営者もしくは株主の判断というの
が一番肝心なところだと存じます。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

今回の改正が、単なる先送りではない、焼け太
りの民業圧迫でもない、正しい改革に向けたプロ

セスの途上だと今お示しいただいたかと思います。また、かつての震が閣改革でも同じでしたが、働いている当事者にとっては、どのように改革されるのか先が見えないというのが一番つらいものです。そうした意味でも、ぜひ目指すべき姿を明確にしていただければと思います。

次に完全民営化後のビジネスモデルについて、資金調達と収益確保の両面から、政収銀の方にお伺いします。

まず、資金調達についてですけれども、今回の法改正で、株式売却の期限が明記されなくなりますが、完全民営化の方針は維持するとしております。現在、要調達額の半分が財投資金、三割が財投機関債、二割が民間借り入れですが、法律上、完全民営化まで財投資金が使えるとはいって、近い将来、自前で資金調達できるめどをつける必要があると思います。しかし、ハイリスクな投融資への自由度を考えますと、預金取り扱いに手を出すのは難しいですし、かつての長期信用銀行のような金融機関での調達も難しいことを考えると、一〇〇%自己調達は現状では正直厳しいのではないかと思っています。

一方で、早ければ数年以内に株式売却が始まることは、という臆測も出始めていますけれども、買収リストへの対策や、ほかの政府保有株の売却のタイミングとの兼ね合いはもちろん、そもそも将来のビジネスモデルが決まらなければ株に値がつかないですし、純粋な民間金融機関にはそれなりのリスクをとることの合理性性を民間株主にどう納得させるのかという問題もあります。

自前の資金調達の実現に向けて、政策投資銀行がみずからできる手を尽くした上で、政策当局に対するどのような期待がありますか。

○柳参考人 お答えします。

当行は、民営化決定以降、社債発行の拡充でありますとか、あるいは地域の金融機関からの借り入れの導入でありますとか、自己調達の規模拡大あるいは手段の多様化に取り組んでまいります。

今御指摘のございましたように、フローでは、状況でございます。また、努力という意味では、新規の商品として、日本で初めての本格的なグリーンボンドを発行いたしましたり、そのほか、債権の流動化でありますとかシンジケートローンの強化など、努力に努めているところであります。しかしながら、今お話をございましたように、このような調達構造というのは、もともと社債市場は非常にボラティリティーが大きい上に、当行自身の資本がこれからどうなるかというようなことが、外部格付を受けるというようなこと等によつて、非常に市場環境によつて左右される面があるということに留意する必要があると考えています。

したがつて、当行としては、その時々の金融環境のもとで、特に中立性が一番重要だと思っておりますが、そのようなものを保持しながら、市場から評価される経営に努めて、健全な財務基盤を維持しながら、引き続き自己調達の充実に向け努力する所存でございます。

○山田(美)委員 株式でより多くの資金を調達しようとしますと、収益性が高く、期待が持てるビジネスモデルを提示していく必要があります。近年の政策投資銀行は、日本航空や電力会社など、日本経済を揺るがす経営破綻の救い主でもありました。実際にかかわった方からは、難しい案件をやると金融マンとして鍛えられるというお話を伺いましたが、政治の立場としては、そうした政投銀の方々のプロフェッショナリズムに甘えることなく、再びあるような経営破綻が起こることがないよう、コーポレートガバナンス改革を着実に進めていく必要があると思つて います。

最近の政投銀は、大型研究開発の支援ですとか金融の地産地消、PFIからPPPへなどなど、新たな可能性を広げていると伺つています。政府による成長ファンドへの出資を二〇一二五年に卒業して、リスク投資を行う民間のプレーヤーがふえた後に、政策投資銀行固有の業務、独自の業務とし

○柳参考人 元来より当行は、その特色の一つであります産業調査等のナレッジ機能というのを活用しながら、産業でありますとか地域の課題を前に取りして適切に把握しながら、例えて申しますとプロジェクトファイナンスでありますとか再生ファイナンスでありますとか、あるいは現在注力しております出資等のリスクマネーの供給など、常に先駆的な取り組みを行うことを是としまして、時代のニーズや期待に応えながら業務を推進してまいりました。

今後とも、リーマン・ショック後の金融危機時の経験とか、あるいはその後の環境変化をも踏まえつつ、引き続き、投融资一体型の金融サービスの提供を通じて、産業や地域などの期待に的確に応えながら、特色のある機関であり続けられるよう、リスクマネーを含む長期資金供給機能を発揮してまいる所存でございます。

いずれにせよ、今般の特定投資業務を金融界の各プレイヤーと協力して成功すること、あるいは危機対応業務を含めた世の中の期待に適切に応えることが、完全民営化後のビジネスモデルへの道筋としては極めて重要だと考えております。

○山田(美)委員 お話を伺いますと、政策投資銀行の目指す方向性は、政投銀みずから御尽力とされるが如きが、政府の努力が相まって初めて実現するように思いました。

これまで長きにわたって、政府は、金融の複雑化を目指してさまざまな手を尽くしてきたはずですが。でも、思うように進まない。欧米並みの水準を目標とするといふけれども、なかなかそうはならないらしい。政府の成長資金供給による呼び水効果に期待しているだけでは、日本のリスクマネー供給市場の成長は実現できないと思っています。

また、市場の成長とともに、個人の成長も重要なことです。私がコロンビア大学のビジネススクールに入学したとき最初にショックを受けたことは、アーリ

メリカ人の同級生が、金融機関の出身かどうかに
関係なく、日本だったら中学生レベルの連立方程
式を解くのに苦労しているのに、期待収益率や配
算してしまう、肌感覚で金融を知っているという
ことでした。子供のころに受けた教育が違う、こ
れでは太刀打ちできないという実体験がありまし
た。今自分がこの国会の場で発言できる立場をい
ただいて、日本の子供たちの未来のために、お題
目ではなく、日本にも金融教育が必要だと切に訴
えたいと思います。

政府の取り組みについてお聞かせください。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

民間資金によるリスクマネーの供給が促される
ような、こういった環境を整備していくことが大
変重要な政策課題であるというふうに認識して

あります。
そのため、まずは、豊富な家計資産が成長資
金に向かう、こういう循環を確立していく必要が
ありますし、またその循環の担い手であります資
産運用業の強化、あるいは金融資本市場の魅力を
向上していく。このために、例えば顧客のニーズ
に即した金融商品の多様化なども図つていく必要
があります。また、資金を受け取る側でいいます
と、企業の中長期的な企業価値の向上を通じた競
争力の強化といったものにつながっていく、こう
いう形で資金循環が実現していく必要があります
と思います。

このため、それぞれのフェーズにおきまして、
例えばNISAの普及促進やその拡充、あるいは、
相手の中ではさまざまな施策がございますけれ
ども、投資型クラウドファンディングの利用促進
に向けた環境整備、制度改革、またその受け手で
あります企業のコーポレートガバナンス・コード
あるいはスマートカード・コードの策定やそ
の普及に取り組んできましたところでございます。

二つ目の金融リテラシー、金融経済教育でござ
りますけれども、このために、最低限国民が身に
つけるべき金融リテラシーの内容を項目別あるい

は年齢別に具体化、体系化いたしました金融リテ

ラシー・マップを取りまとめさせていただきまし
て、これに基づきまして、例えば大学での授業を
実施しておりますし、高校や大学への講師派遣を
これらの関係の団体の方々と連携して行っており
ます。また、高校へパンフレットや資料などを配
付して、こういったものの教育現場での活用や取
り組みを行つよう、さまざま取り組みを行つて
いるところでございます。

引き続き、金融経済教育を通じました金融リテ

ラシーの向上、民間部門におけるリスクマネーの

供給促進に向けて、各般の施策を着実に実施して

まいりたいと存じます。

以上でございます。

○山田(美)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○古川委員長 次に、伊藤涉君。

○伊藤(涉)委員 公明党の伊藤涉です。

続きまして、政投銀法の一部を改正する法律案

について質疑をさせていただきます。

今回の議論のポイントは、今の質疑の中でもござ
いましたとおり、我が国における公的金融と民
間金融のバランスはいかなるものがないのか、し
かもこのバランスはその時々の状況によって変化
をするように思いますので、私は、それの機
能を常にフレキシブルに活用できるような体制を
維持していくことが極めて重要ではないか、こう
いうふうに思っております。

一方で、時によつては公的金融機関が民業を圧
迫するのではないか、こんな意見も出てきたりし
ます。また、そもそも財政改革の中では、公的
金融機関のガバナンスというものをどう担保して
いくのか、こんなこともここ十年来議論になつて
きたと思います。

また、目下の状況を見ますと、我が国は、金融

とか経営者、つまり金融機関の目まきをとらうこと
がこれからまた極めて重要視をされてくる、そん
な状況にあるらうかと思います。

まず冒頭は、非常に感覚的な問い合わせで恐縮なん
ですが、大臣のイメージされる民間金融と公的
金融のバランスといいますか、今申し上げた
とおりこれは常に変化をしていくもののように思
いますので、あるところにきちっとはめ込むこと
が正しいのかどうか。私はその点も極めて感覚的
な思いできょう質疑に立たせていただきました
が、大臣が今お考えになる民間と公的金融機関の
バランスについて、御所見をお伺いできればと思
います。

○麻生国務大臣 伊藤先生、危機対応業務におき
ましては、それ以外の分野でも同様ですが、公的
機関の役割といつものは、民業の補完というのが
基本的な理念であると存じます。

その理念に基づいて危機対応制度の創設をいた
しましたのは、リーマン・ショックですから平成
二十年、二〇〇八年だったと思いますので、民間
機関の参加があるという前提で制度設計が行われ
たんですが、その後、残念ながらそういった状況
にはなりませんで、民間金融機関からこのときの
参加は得られなかつたというのが実態であります。

これは、リーマン・ショック等々によって金融
環境といつものが大きく変化した、著しく変化
したといつことがその背景だと思いますので、必
ずしも公的機関の存在があつたから民間金融機関
が出てこなかつたといついうふうな、参加を阻んでい
たわけではない。これは、当時、いろいろお日に
かかっても、みんな腰が引けておられたというの
が実態だったと記憶します。

今回の改正案では、こうした現状を踏まえて、

現実的な対応としては、当分の間、政投銀に対し
て危機対応業務を義務づけるということをしてお
かないと、もしものことがあつた場合に、リーマ
ンのときと同じようなことになるといつことが避
けがたいので、そういつたところを義務づけるこ
とにさせていただいております。

その上で、民間による危機対応業務が十分に發
揮できることが見込まれることになればそ

の段階で速やかに義務づけを廃止するというのが

いいので、あって、まさに公的金融機関は民業の補

完という点に徹することであつて、今先生がおつ
さしゃるように、きちんとほめておくのではなくて、

そういう形で柔軟に対応できるようなことを常

に考えて対応すべきだと思っております。

○伊藤(涉)委員 今、危機対応業務のことにもお
触れをいただきまして、まさに一つ重要な役割は、

そういう形で柔軟に対応できるようなことを常

に考えて対応すべきだと思っております。

く、これは政投銀の大きな役割だらうと思います。

今も大臣の御答弁の中にありましたけれども、
政投銀が完全に民営化していくためには、民間の

金融機関が危機対応業務を十分にできる状態、そ

ういうのをこれまで非常にやりとりでした

けれども、民間の金融機関によつて危機対応業務

が十分に確保されると見込まれるような状況とい

うのもこれまで非常に判断の難しい、日本語で書

くことはできませんが、それを判断するのは非常に難

しいよう思うわけです。

これも、きょう現在において、大臣、このよ

う状況といつのはどういうような状況かといつこ
とを、少し御所見をお伺いしたいと思うんです。

○麻生国務大臣 おつしやるところ、書き方とし
てといつ話ですけれども、政府としては、民間金
融機関が自主的にいろいろ対応されるに当たつ
て、例えば財政基盤が強化されないといつ、とて
もできるものではありませんので、ある程度余裕
があるとか、それから、リスクを相互に分担でき
るような形で金融機関等、同じような業種の間で
緊密な連携をきちんと持つていいとかいうよ

うことを進めていかれることを期待しているんです

が、その結果、思い切つてリスクをとる経営判断

といつものが行えるようになりますと、指定金融

機関として危機的なときの対応業務に参加するよ

うになつていただきたいがなど思つております。